

県民手帳等の予約受付 ~2021年~

申込方法●電話・FAX・直接来庁 いずれかの方法でお申し込みください。
※FAXの場合は、町ホームページからFAX申込書をダウンロードするか、任意の用紙に「住所・氏名・電話(携帯)番号・品名・購入冊数」を明記の上、お申し込みください。

申込期限●8月21日(金)まで
販売金額●金額の確定は8月頃です。昨年の金額は表のとおりです。
配布時期●10月下旬から11月下旬頃を予定
配布方法●企画空港政策課で代金と引き換えに品物をお渡しします。

申込・お問合せ●企画空港政策課企画政策係 ☎76-5409 FAX 76-7144



品名	金額(1冊)
県民手帳(紺・黄・赤)	500円
ファミリー日誌	1,400円
農業日誌	1,400円
新農家暦	440円

住民税の申告はお済みですか？

各種保険料(税)などは、皆さんの所得を基に計算されていますので、所得税の確定申告が不要な方でも、住民税の申告は必要になります。
未申告の場合、重要な行政サービスが受けられず不利益を受ける場合があることから、未申告の方を対象に下記のとおり申告相談を開催します。

日時●8月26日(水)・27日(木)午前9時~午後4時
会場●役場1階 第2会議室
持参物●印鑑(認印)
収入の分かるもの(源泉徴収票や売上伝票など)
経費の分かるもの(仕入伝票や領収書など)
各種控除証明書
※詳しくは、事前にお問い合わせください。
お問合せ●税務課課税係 ☎76-5402

★未申告の場合★
介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、こども園保育料、学童保育料の減額措置が受けられず、高い金額で納めなければならない場合があります。
この他にも、所得によって決定されるものがありますので、必ず申告をしましょう。



税等の納付状況報告

(令和2年5月31日現在)
多古町政治倫理条例第6条第1項の規定により、令和元年度の税等の納付状況を公表します。

職名	氏名	町県民税	固定資産税	国民健康保険税	軽自動車税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	水道使用料	集落排水使用料
町長	所 一重	○	○	-	-	-	-	○	-
副町長	青 柳 徹	-	-	-	-	-	-	-	-
教育長	岩 立 元夫	-	-	-	-	-	-	-	-
議長	勝 又 一徳	○	○	-	○	-	-	○	○
副議長	菅 澤 環	○	-	-	-	-	-	-	-
議員 (議席番号順)	佐 藤 利治	○	○	-	-	-	-	○	-
	橋 本 孝之	○	○	○	○	-	-	-	-
	行 橋 千春	○	○	-	○	-	-	-	-
	菅 澤 久	○	○	○	-	○	-	○	-
	飯 田 良一	○	○	○	○	-	-	-	-
	鶴 澤 茂	○	○	○	○	○	-	○	-
	佐 藤 幸三	○	○	-	-	○	-	○	-
	菅 澤 博隆	○	○	-	○	○	-	○	-
	高 坂 恭子	○	○	○	○	○	○	○	-
	土 井 秀敏	○	○	○	-	-	-	-	-
土 井 清司	○	○	-	-	○	-	○	-	
石 渡 悦子	○	○	-	-	-	-	○	-	

【表示例】「○」…当該年度に納付すべき額がすべて納付されている場合 「×」…当該年度に納付すべき額に未納がある場合
「-」…本人の納付義務等がない場合

お問合せ●総務課庶務係 ☎76-2611

【8月31日まで追加受付】奨学資金貸付制度のご案内

町では、高校生から大学生までを対象として経済的な事情により進学・就学が困難な方を支援するため、奨学資金の貸付を行っております。新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化を踏まえ、**8月31日(月)まで追加受付**を実施します。
また、卒業後に一定の条件を満たすと、返納を免除する制度があります。

- 貸付対象者**
- 高等学校・高等専門学校・高等専修学校・専門学校・短期大学・大学に在学中の方で、次の要件をすべて満たす方
 - 在籍学校長または出身学校長が推薦した方
 - 貸付対象者本人または保護者が、多古町に1年以上住所を有している方
 - 経済的な理由により修学が困難な方
※申請者が属する世帯の家計を支えている方が、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業、離職、売上げの減少等により、収入が著しく減少し、修学が困難となった方
 - 学業に優れ、性行正しく健康な方
※成績基準…全教科の平均が5段階評価で3.0以上
GPAによる成績評価方式で2.4以上



- 貸付金額**
- 高等学校・高等専門学校・高等専修学校…**月額2万円以内**
 - 専門学校・短期大学・大学…**月額3万円以内**
- 貸付条件**
- 貸付利息…免除
 - 貸付期間…決定のあった月から、その学校における正規の修学期間を終了するまで
 - 返還方法…貸し付けが終了した月より6カ月経過後(3月卒業の場合は10月)から、在学中に貸し付けを受けた年月の2倍に相当する期間内に、月賦または半年賦により返還
- 免除制度**
- 免除要件…①多古町に住所がある方 ②就業している方 ③町税の未納がない方
 - 免除となる期間…申請により、上記の免除要件に該当している期間
※免除期間中に町外への転出などにより免除要件を欠く場合には、その後の返済が発生します。

詳しくは町ホームページをご覧ください。お気軽にご相談ください。
お問合せ●総務課庶務係 ☎76-2611



10万円 特別定額給付金【8月11日まで】 ~申請がお済みでない町民の皆様へ~

新型コロナウイルス感染症の拡大により、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、給付対象者1人につき10万円を給付しています。現在96.6%(6月20日現在)の申請がされておりますので、**申請がお済みでない方は期限内にできるだけ早く申請をお願いします。**
また、申請書を紛失してしまった方はお問い合わせください。
給付対象者 令和2年4月27日時点で、町の住民基本台帳に記載されている方(給付金受給者：世帯主)
申請期限 8月11日(火)まで(郵送での申請は必着のこと)
※添付書類のコピーをとることや、申請書をポストに投函することが困難な方は、下記担当までご連絡ください。給付は辞退せず申請して下さるようお願いいたします。もし、ご辞退をお考えの方は、町内での消費や町へのご寄付にご協力ください。
詳しくは町ホームページにてご確認またはお問い合わせください。



お問合せ●企画空港政策課企画政策係 ☎76-5409